美幌町自治基本条例を生きた条例にするための

アクションプラン

平成28年度の実施結果

取組事業数 42 事業 取組状況 実施中 18 事業 完 了 24 事業

平成29年8月

美幌町自治基本条例庁内推進委員会

1 はじめに

美幌町自治基本条例を生きた条例にするための 「アクションプラン」 策定の趣旨

平成23年4月に施行された美幌町自治基本条例は、本町の自治の基本となる理念や原則を定め、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにしています。

地方分権改革の進展により、国から地方へ権限が徐々に移ってきており、この流れは今後も続くことが予想されます。それは、地域のことは、その地域の人が自らの責任において決めていくことを意味し、これまで以上に、その自治体がどのようなまちづくりを進めて行くかによって、自治体の間に大きな開きがでてくることを意味します。このような中、美幌町のまちづくりの方向性を決めるに当たっては、より多くの町民の皆様と話し合っていく必要があります。さらに、その実践に当たっては、町民、議会、行政が一体となり協力していかなければなりません。

美幌町自治基本条例を制定しただけで終わらせては何の意味もありません。条例に基づき 行動を起こすことにより初めて生きた条例となります。

この条例の目的である「町民主体の自治」を実現するための取り組みをまとめたのがこの「アクションプラン」です。

平成23年1	1月	策定

● 平成24年 4月 実施結果策定公表

● 平成25年 4月 実施結果策定公表

● 平成26年 4月 実施結果策定公表

● 平成27年 5月 実施結果策定公表

● 平成28年 7月 実施結果策定公表

● 平成29年 7月 実施結果策定公表

1 体系図・もくじ

第22条 協働の推進

関連条文	アクションプラン名	具体的なプランの内容	ページ
第2章 情報共有	①情報公開の推進	周知用パンフレットの作成	P3
第2早 1月 牧 大行	(1) 情報公開の推進		
		運用マニュアルの作成	P3
		審議会等の会議の公開に関する条例の制定	P3
第5条 情報の共有 第6条 情報の提供	②情報提供の推進	各担当によるHP更新体制の整備	P4
第7条 説明責任		ホームページの内容の改善	P4
第8条 情報公開 第9条 個人情報保護		積極的な情報提供	P4
第10条 町民の意見等 第11条 会議の公開	③公文書の適正な管理	ファイリングシステムの導入の検討	P5
カー木 公成の公開	少女文書の過止な旨理	公文書管理条例の検討	P5
		公文書の手引きの作成	P5
		五人目の子引CのIF成	1 3
第3章 町民参加	④町民参加の機会の拡充	青少年・子どもの町政への参加の推進	P6
No. 1		女性の町政への参加の推進	P6
第12条 町民参加の基本		町民参加対象施設に関する規則の制定	P7
第13条 町民参加の対象 第14条 町民参加の方法		町民が参加しやすい手法の検討	. <i>,</i> Р7
第15条 提出された意見等		審議会等の見直し	. <i>,</i> Р7
の取扱い 第16条 審議会等の委員の		審議会等の委員の公募に関する条例の制定	P7
選任		パブリックコメント手続条例の制定	P8
		2 3 3 3 4 2 1 3 4 DOSIGNATION CO.	, 0
[
第4章 住民投票	⑤住民投票制度の創設	住民投票条例及び施行規則の制定	P9
数17 久		住民投票制度の周知	P9
第17条 住民投票 第18条 住民投票の請求等			
1			
第6章 協働・コミュニティ	⑥協働の推進	協働事業を推進する制度の検討	P10

協働指針・マニュアルの作成

P10

関連条文	アクションプラン名	具体的なプランの内容	ページ
第9章 行政運営	⑦総合計画の適正な運用	実施計画の進捗管理	P11
		総合計画と他の計画との整合性	P11
第36条 総合計画		第6期総合計画策定及び検討内容の公表	P11
第37条 財政運営 第38条 行政評価		総合計画条例の検討	P12
第39条 行政改革			ı I
第40条 行政手続 第41条 政策法務	⑧健全な財政運営	中長期の財政計画の策定	P13
第42条 危機管理		予算、決算、財政状況等分かりやすい資料の作成	P13
第43条 公益通報	9行政評価システムの再構築	行政評価システムの構築	P14
	◎ 日	行政評価条例の検討	P14
		112/11	
	⑩行政改革の推進	第5次実施計画の策定	P15
	①行政手続制度の適正な運用	審査基準の検証	P16
		標準処理期間の設定・公表	P16
			I
	⑩政策法務の推進	政策法務推進体制の整備	P17
	③危機管理体制の整備	地域防災計画の見直し	P18
		各種マニュアルの作成	P18
		防災体制の整備	P18
			ı I
	⑭公益通報制度の創設	法令遵守推進条例の制定	P19
第11章 条例の見直し等	⑤条例の進捗管理	自治基本条例庁内推進委員会の設置・運営	P20
第10条 条例竿の目店!		自治推進委員会の設置、運営	P20

条例の周知

町民への周知又は職員の研 修等

第48条 条例等の見直し 第49条 美幌町自治推進委 員会

16住民への周知

説明会・ワークショップ等の開催 「まちづくりすいしんニュース(仮称)の発行 P21 P21

「まらうべりすいしん―ユース(仮称)の9 子ども向けパンフレットの作成

P21

⑪職員研修

職員研修の実施

P22

第2章 情報共有

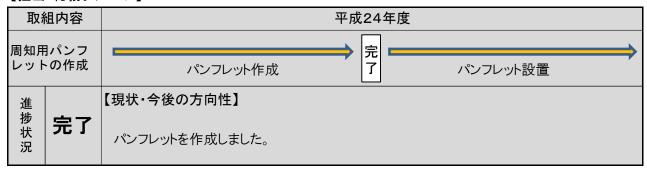
アクションプラン 1

「情報公開の推進」

情報公開制度は、町民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利を明らかにしたものです。情報の共有を進める上でこの制度は欠かすことのできないものであるため、現在、未作成であるパンフレットを作成し、町民に対し制度の周知を図る必要があります。また、この制度を適正に運用させるためには、行政は制度の趣旨等を十分に理解し運用していかなければならないことから、運用マニュアルの作成が必要であります。公開できないものについては過去の判例に基づき整理を行い、職員が適正かつ迅速に対応できる体制を整備していきます。

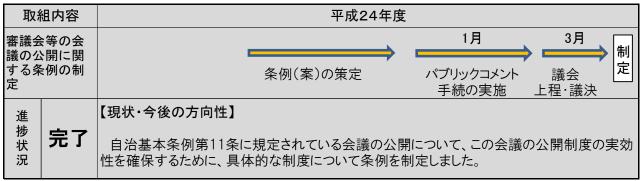
●周知用パンフレットの作成
●運用マニュアルの作成
●運用マニュアルの作成
●審議会等の会議の公開に関する条例の制定

【担当:総務グループ】



【担当:総務グループ】

取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運用マニュア ルの作成				完
		マニュアルの内容検討・マニュアルの作成		
進		【現状・今後の方向性】		
拨 状 況	完了	マニュアルを作成しました。		



「情報提供の推進」

現状と課題	情報の共有を進める上で最も重要なものは、行政が保有する多くの情報を町民に提供していくことであると考えます。現状の広報媒体による提供に加え、新たな提供手法の検討を進めていく必要があります。 また、現代社会においてホームページは、重要な情報提供の手段です。平成27年度に町ホームページをリニューアルしましたが、さらに幅広い情報を迅速に提供できるようにする必要があります。
今後の取組	●各担当によるHP更新体制の整備 ●ホームページの内容の改善 ●積極的な情報提供
-	Vun_+ / % 2°

※HP=ホームページ

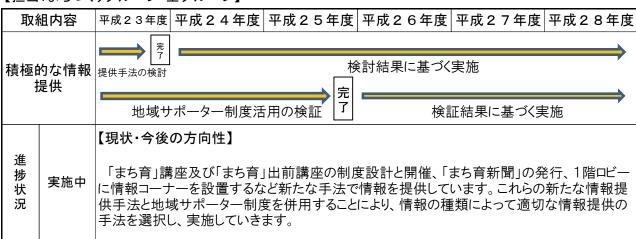
【担当:総務グループ】

取組内容		平成24年度
各担当による HP更新体制 の整備		2月 完
		体制の整備
進		【現状・今後の方向性】
拨 状 況	完了	各担当がHPを更新できるシステムを整備しました。

【担当:総務グループ】

取組内容		平成24年度	· 成24年度 平成25年度 平成26年度		平成27年度	
	ムページ 容の改善	改善点の洗い出し	内容の検証・改善	内容の充実	リニューアル内容の充実	
進		【現状・今後の方向性]			
捗 状 況	完了	各担当がHPを更新でまた、26年度に庁内委		変更し、迅速な情報発 し、27年度中にリニュー		

【担当:まちづくりグループ・全グループ】



「公文書の適正な管理」

現状と課題	「情報公開制度と行政文書管理は車の両輪」であると言われており、情報公開制度の充実を図るためには、適正に公文書を管理しなければなりません。このことは、適正な公文書の作成、保管、保存、廃棄を意味しており、これら一連の管理を全庁的に行っていく必要があります。 公文書は町民の財産であることの認識にたち、現状の公文書管理を改善する取組が必要であります。
今後の取組	●ファイリングシステムの導入の検討●公文書管理条例の検討●公文書の手引きの作成

【担当:総務グループ】

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ファイリンク システムの導 入の検討	4	モデルG導入 効果検証	効果検証· 導入意思決定	ファイリン (総務G、財務G、 まちづくりG)	ングシステム本林 (税務G、水道G、 環境生活G等)	各導入 (保健福祉G, 農業 委員会、経済部)
進 捗 状 完 了	意思決定を あわせて、 今後はファ	度にモデルGでた 図り、26年度から G内の全職員を イリングシステム	7ァイリングシステ 528年度までの3 対象とした導入る が定着化するま ・行うなどの維持	か年計画で本格 研修・実地指導を で、導入後の維	導入を実施しま 実施しました。 持管理が重要と	した。

※ G = グループ

【担当:総務グループ】

取組内容		平成23年度	平成24年度			
公文書管理 条例の検討			完			
		条例の調査・研究	条例制定可否の意思決定			
進捗状況	完了		を進めた結果、公文書管理条例は、文書管理 いる部分が多いため、ファイリングシステムの動			

取組内容		平成24年度
公文書の手		完
	の作成	手引きの作成
進		【現状・今後の方向性】
^捗 完了		行政運営ワーキンググループおいて検討を進め、手引きを作成しました。 今後においても職員研修を活用し周知徹底を図っていきます。

第3章 町民参加

アクションプラン 4

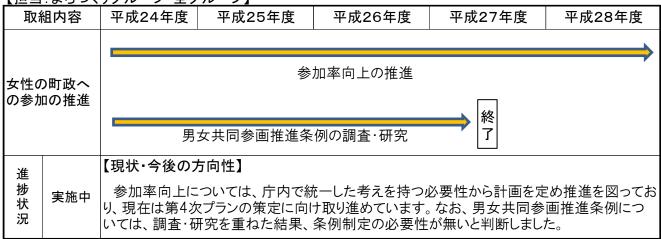
「町民参加の機会の拡充」

明民参加は、町民主体のまちづくりを進めるうえで、最も重要な要素です。本町の町政への町民参加の現状は、行政が策定する各種計画やその見直しに当たり、審議会等やアンケート調査、パブリックコメントなどにより町民の皆様から意見をいただいております。今後、さらに町民主体のまちづくりを進めて行くためには、ワークショップや参加型パネルディスカッションなど新しい手法により、今まで以上に多くの方から意見をいただくことが必要であり、特に、女性や将来の担い手である子どもの町政への参加を推進していく必要があると考えます。 ●青少年・子どもの町政への参加の推進 ●女性の町政への参加の推進 ●町民参加対象施設に関する規則の制定 ●町民が参加しやすい手法の検討 ●審議会等の見直し ●審議会等の表員の公募に関する条例の制定 ●パブリックコメント手続き条例の制定

【担当:まちづくりグループ・社会教育グループ・全グループ】

<u> </u>	<u> </u>	7770 7 142	TABIN O T.		T.	1
取組四	内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
青少年・子どもの町政への参加の推進			R·取組内容の検討 終 の調査·研究		イラスト部による 基本条例の作成	マンガ版自治基本条例の配布
進捗状況	実施中	定の必要性は無	方向性】 キンググループにお まいと判断しました。)推進に取り組んでし	今後とも、新しい手法		

【担当:まちづくりグループ・全グループ】



【担当:まちづくりグループ・全グループ】

取組内容		平成23年度
町民参加対象 施設に関する 規則の制定		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		規則の検討及び制定
進		【現状・今後の方向性】
捗 状 況	完了	平成24年4月1日から施行しました。

【担当:まちづくりグループ・全グループ】

	<u>. みりつく</u>			T - L	平成27年度	T-15-5-1-	
取	取組内容 平成24年度		平成25年度	平成25年度 平成26年度		平成28年度	
町民が参加し やすい手法の 検討 「まち育」講座、「まち育」出前講座の実施							
進揚状況	実施中		 民参加の新しい手注	去として「まち育」講習 ショップ等町民が参			

【担当:まちづくりグループ】

	組内容	ックルーフ 』 平成23年度	平成24年度
審議領直し	会等の見	審議会等の管理及び運営に関する 指針の策定(H24.3.29制定)	指針に基づく 附属機関条例 見直しの実施 案の策定 決
進揚状況	完了	の指針に基づき見直しを行い、さらには附属	討し、指針を策定しました。平成24年度には、こ 幾関毎に定められていた条例を分かりやすさや 既存の条例を改廃・統合し、新設の附属機関を 制定しました。

<u> </u>	<u>. みつ ノヽ</u>	9970—21					
取組内容		平成24年度					
	等の委 公募に関	12月					
	3.券IC関 条例の制	条例制定可否の意思決定					
進		【現状・今後の方向性】					
拨 状 況	完了	条例制定の必要性が無いと判断しました。					

<u> </u>	<u> </u>	りクルーフ』									
取	組内容	平成24年度									
メント	パブリックコ メント手続条 例の制定 条例(案)の策定 委員		6月 自治推進 委員会へ 説明	10月 パブリックコメント 手続の実施	3月 制 定 上程·議決						
進捗状況	完了	コメント手続制度は分	- 上において別に纟 権時代における8 定性を図るため、	条例で定める委任規定は定めて 町民参加の手法において重要な 要綱という内部規範から条例を	制度であることから、こ						

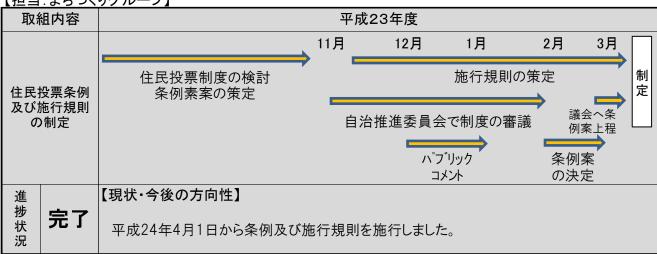
第4章 住民投票

アクションプラン 5

「住民投票制度の創設」

現状と課題	自治基本条例第17条及び第18条において、「常設型」の住民投票制度を見据えた規定が 置かれており、この規定に基づき具体的な手続等を定める条例及び施行規則の制定が必要 です。
今後の取組	●住民投票条例及び施行規則の制定●住民投票制度の周知

【担当:まちづくりグループ】



<u> </u>	. みつ ノヽ	1110 21										
取約	組内容	平成23年度	平成2	4 年度	平成2	5年度	平成2	6 年度	平成2	7 年度	平成 2	8年度
												\rightarrow
	没票制度 周知	町民への周知				住.	民投票第	条例の馬	知			
	723.72	職員研修の実施		まち育講座での周知、まち育新聞での周知								
		【現状·今後	の方向性	ŧ]								
進 捗 状 況	実施中	「まち育」講 育」出前講習							対し周知	ロしました	ニ。今後₹	も「まち

第6章 協働・コミュニティ

アクションプラン



「協働の推進」

現状と課題

国ではこれまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは実施が困難であった業務を町民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が一部の公共サービスの提供主体となる「新しい公共」を推進するため支援事業を展開しています。本町においても、協働を推進していくべきと考えますが、「協働=行政の下請け」とならないように、町民、NPO等の各種団体が協働事業を提案できる制度を検討していく必要があります。

今後の取組

- ●協働を推進する制度の検討
- ●協働指針・マニュアルの作成

【担当:まちづくりグループ】

取約	取組内容 平成24年度 平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
協働を推進する 制度の検討 制度の検討 制度の推進・研究						
進捗状況	実施中		 かかる「まちづくり活	動奨励事業」の補助 後においても、協働		

取	組内容	平成24年度 平成25年度		平成26年度	平成27年度
+力 任 +	-E&L ->-				10月
協働指針・マニ ュ アルの作成 		指針・マニュ	アルの検討	協働ハンドブックの	完成 成
進		【現状・今後の方向性]		
拨 状 況	完了	他市町村の協働指金た。今後も、各分野にな		成27年10月に協働ハ 進を図っていきます。	ンドブックが完成しまし

第9章 行政運営

アクションプラン 7

「総合計画の適正な運用」

現状と課題	平成28年度から平成38年度までの11年間を計画期間とした、第6期美幌町総合計画が策定され、今後は、毎年度進捗管理を行うとともに、実施計画の公表を行います。
今後の取組	●実施計画の進捗管理 ●総合計画と他の計画との整合性 ●第6期総合計画策定及び検討内容の公表 ●総合計画条例の検討

【担当:まちづくりグループ】

	<u>. みつ ノヽ</u>					
取約	組内容	平成23年度 平成24年	度 平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	計画の 渉管理	進捗状況の調 査・結果公表 進捗管理・2	→ →	進捗管理·公表	進捗管理·公表	進捗管理·公表
進步	実施中	【現状・今後の方向性】 平成23~28年度につい	ングは 実施計画の	宇体結用な小事	してむし 今後に	おいても計画の
状 況	70,000	着実な推進を図り、その「			して839、7 1 <u>友</u> [こ	830、C 石計 圖07

【担当:全グループ】

取組	組内容	平成23年度	平成 2	4 年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2	7 年度	平成2	8年度
他の	総合計画と 他の計画と の整合性 各種計画の策定時に総合計画との整合性を検証											
進捗状況	実施中	【現状·今後 平成27年』 ては総合計員	度に第6	 期美幌F					れ、分里	予毎の計	画策定に	こ当たっ

	組内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第6期総合計 画策定及び検 討内容の公表		総合計画のる(予算との連動:評価	あり方の検討 できる計画へ向けて)	第6期総合計画の策定 成
進		【現状・今後の方向性】	6期総合計画の策定作業及び核	
世				

取組内容		平成24年度 平成25年度		平成26年度	
総合計画条例 の検討		条例制定可否の意思決定 条例一部の			
	피	【現状・今後の方向性】 総合計画のあり方(平成23年5月、地方自治 決事項が撤廃)の検討結果を踏まえ条例制施 美幌町自治基本条例第36条において、総 は行わないこととしましたが、第2項に基本構造 一部改正を行いました。(H27.3)	定の可否を検討しました 合計画が謳われている	:。 ことから新たな条例制定	

「健全な財政運営」

現状と課題	本町の財政状況は、平成22年度の決算において、実質公債費比率(町税や地方交付税など町が自由に使えるお金のうち、借金の返済に充てたお金の割合)が、地方債許可団体基準(お金を借りるのに国の許可が必要な団体)の18%を下回るなど、これまで経費削減に努めた効果が、徐々に見えてきています。しかし、厳しい財政状況であることに変わりはなく、今後も計画的に財政運営を行うとともに、町の財政状況について分かりやすく町民の皆様に説明する必要があります。
今後の取組	●中長期の財政計画の策定●予算、決算、財政状況等分かりやすい資料の作成

【担当:財務グループ】

取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
中長期の財政 計画の策定			毎年度「中期財政試算(4年分)」を実施				
		財政運営計画の見る					
進		【現状・今後のス	方向性】				
拨 状 況	実施中		:財政運営計画の見 改試算を毎年度見ī	見直しを行う予定です 直しています。	۲.		

取紀	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
状況等	決算、財政 等分かりや 資料の作成	H24美幌町のことし の仕事作成・公表	H25美幌町のことし の仕事作成・公表	H26美幌町のことし の仕事作成・公表	H27美幌町のことし の仕事作成・公表	H28美幌町のことし の仕事作成・公表
進捗状況	実施中	【現状・今後の方向性】 予算、決算、財政状況説明資料の見直しを進め、平成24年度に作成し公表しました。今後においてもより分かりやすい資料の作成を進めていきます。				

「行政評価システムの再構築」

現状と課題	平成18年度から投資的経費のみについて行政評価を実施しておりますが、現在の評価システムは、制度面、運用面の双方において決して効果的なものとなっていないのが現状であります。厳しい財政状況の中、経営資源である「ヒト」、「モノ」、「カネ」を有効に配分し、最小の経費で最大の効果を挙げることが行政には求められております。そのためにも、事業の必要性、効率性、有効性、公平性、優位性の視点にたち、事務事業を進めていかなければならず、それらを評価し、その結果を予算へ反映させるシステムの構築が必要であると考えます。
	●行政評価システムの構築●行政評価条例の検討

【担当:まちづくりグループ】

	【担当:よらうべりグルーク】							
取組内容		平成24年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			6月	11月	6月	11月	7月	
	評価シス、の構築	システム構築・試行導入 事中評価試行実施 新年度予算へ反映(試行)	事中評価試行実施	新年度 予算へ反 映(試行)	事後評価試行実施	新年度 予算へ反 映(試行)	電算システム 導入 操作研究 修	
				システム	検証			
進		【現状・今後の方向性]					
- 	完了		、平成27年	度には電算	草システムに		新年度予算に反映させる 導入が完了し、今後はPDC	

<u> </u>	. みつ ノヽ	(S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (
取約	組内容 平成24年度		平成25年度				
行政評価条例			完				
)検討	条例案の検討					
進		【現状・今後の方向性】					
· 状 況	完了 平成24年度から行政評価を試行導入しておりますが、その後においても内容の改善等か込まれることから、当該システムの安定時期に併せて制定することとしました。						

アクションプラン 10 「行政改革の推進」

	昭和61年に行政改革大綱を策定して以来、継続的に行政改革に取り組んできており、平成21年度には第3次行政改革大綱及び第4次実施計画を策定し、平成24年度には第5次実施計画を策定しました。 また、平成28年度には第4次行政改革大綱及び第1次実施計画が策定されました。
今後の取組	●第5次実施計画の策定

取約	取組内容 平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
第5次実施計 画の策定 第5次実施計画の策定 第5次実施計画に基づき推進		推進	第4次行政改革大綱及び 第1次実施計画の策定				
進		【現状・今後の方向性】					
拨 状 況	完了			終了したことに伴い、 、今後も行政改革 σ			

「行政手続制度の適正な運用」

	行政手続制度は、町民の権利利益を保障する手段として、事前手続のルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性を図ることを目的としています。この趣旨に基づき本町においては、平成8年に行政手続条例を制定しておりますが、必ずしも条例に沿った運用がなされていないのが現状であり、この制度を適正に運用していく必要性から審査基準の検証及び標準処理期間の設定を行うこととします。
今後の取組	●審査基準の検証 ●標準処理期間の設定·公表

【担当:総務グループ】

取組内容	平成24年度	平成25年度
審査基準 の検証 審査基準の検証		12月 完 宝 イージへ掲載
進 歩 栄 完了	【現状・今後の方向性】 行政運営ワーキンググループで検証し、担当	当グループで審査基準を整理しました。

取約	組内容	平成23年度	平成24年度
	処理期間 定•公表	標準処	完 理期間の設定
進		【現状・今後の方向性】	
拨 状 況	完了	 行政運営ワーキンググループで検証し、担当 	当グループで標準処理期間を整理しました。

「政策法務の推進」

現状と課題

地方分権改革の進展に伴い、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。このような中で、行政は自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用していく必要があります。これらの権限を活用していくためには、「政策」と「法務」を結合し、政策法務の管理を徹底するための組織体制の構築が必要であると考えられます。政策を推進する「企画調整部門」、個別の政策課題に取り組む「担当課」、法的な視点から政策をサポートする「法制担当部門」が、役割を分担し、連携を図ることで、地方分権時代の政策法務マネジメントが可能となると考えます。

今後の取組

●政策法務推進体制の整備

【担当:総務グループ・まちづくりグループ】

取組内容		平成24年度 平成25年度		平成26年度	平成27年度
政策法務推進 体制の整備		政策法務の 及び現状の課	の定義付け !題の洗い出し	政策法務推進体制 の検討	各部門間の連携強化
進捗状況	完了	【現状・今後の方向性 政策法務推進体制にすることといたしました。	- こついては、検討の結り	₹、現行の体制を継続し	、各部門間の連携を強化

【13】「危機管理体制の整備」

り 現状と課題	近年の突発的な豪雨の発生や東日本大震災により、本町においても地域防災計画の見直しの必要性が求められております。これらのことから、地域防災計画の見直し及び各種マニュアル等の見直し・整備を進めるとともに、避難勧告ガイドライン等を策定し、災害等の緊急時において総合的かつ機能的な活動が図れるよう体制を整備していく必要があります。
今後の取組	●地域防災計画の見直し●各種マニュアル等の見直し・整備●防災体制の整備

【担当:総務グループ】

<u> </u>	・小心1カノノ	V / 1								
取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
地域限の見	防災計画 直し	美幌町地域防災	完 美幌町地域防災計画の見直し 完 了 美幌町地域防災計画の見直し フ							
進捗状況	実施中	平成28年度は、 直しを行いました 平成29年度し	「については、必要な 、災害対策基本法の と。	いの内容に的確に		・部改正等に伴い見				

追加【担当:総務グループ】

<u> </u>	17年日 : 166	パカノ ルーフ 】						
取組内容		平成25年度 平成26年度 平成27年度		平成28年度				
各種マニュア ルの見直し・ 整備		防災ガイドブックの作成 各種マニュアルの見直し各種マニュアルの見直し 洪水ハザードマップの作成 濃度初動態勢マニュアルの規 職員初動態勢マニュアルの作成 職員初動態勢マニュアルの作成 職員可動態等マニュアルの作成 職員可動態等マニュアルの作成 職員可動態等マニュアルの作成 職員可動態等マニュアルの作成 職員可動態等マニュアルの作成						
進捗状況	実施中	りました。	- ガイドブック、洪水ハザ- ついても、訓練等を通し	てより実効性のあるマニ	種マニュアルの整備を図ニュアルの見直しや、新た			

取組内容 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度					平成28年度						
防災体制											
の整	Min		備蓄品及び資機材の整備								
進		【現状・今後のブ	方向性】								
 	実施中	備を進めておりる	1 //- 1 // 1	以降においても引き	備蓄計画に基づき名 を続き、防災無線の]	ら避難所等への整 更新に係る調査・検					

アクションプラン 14 「公益通報制度の創設」

現状と課題	近年、企業の不祥事が内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を 擁護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは 不当であり、これを防止する目的で、平成18年4月に公益通報保護法が施行されました。一 方、地方自治体においても入札談合への関与などの不祥事が後を絶ちません。これらの状況 から、本町においても法令遵守(コンプライアンス)の確保と、公益のため通報を行った職員が 不当な取扱いを受けず、保護されるための制度を整備する必要があります。
今後の取組	●法令遵守推進条例の制定

取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			制
法令遵守推進 条例の制定	条例骨子の策定	条例案の策定	議会へ条例案上程
			施行規則の策定
進 捗 状 況	【現状・今後の方向性】 プラン当初においては、公益通的に法令遵守を推進する必要性た。(H27.3)		おりましたが、検討の結果、総合 É進に関する条例」を制定しまし

第11章 条例の見直し等

アクションプラン

15

「条例の進捗管理」

現状と課題

自治基本条例を生きた条例とするためには、条例の運用状況を適正に管理していく必要があり、未整備の条例や制度については、速やか(1年以内を目標)に整備し、実行に移していかなければなりません。そのためには、庁内の推進体制を整えるとともに、町民の立場からこの条例を「守り育てていく」必要があるため、美幌町自治推進委員会を設置します。

今後の取組

- ●自治基本条例庁内推進委員会の設置・運営
- ●自治推進委員会の設置・運営

【担当:まちづくりグループ】

取紀	組内容	平成23年度	平成2	4 年度	平成2	5 年度	平成2	6年度	平成2	7年度	平成2	8年度
	基本条例庁 賃委員会の 運営	テ内推進 委員会の設置				庁卢	羽推進委	員会の	運営			
進捗状況	実施中	庁内推進	現状・今後の方向性】 庁内推進委員会を設置するとともに、委員会の下部組織として町民参加・情報共有・町民 参加のワーキンググループを設置し、調査、研究、検討を進めました。						ī·町民			

取	組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	台推進委 会の設置・	表員会の設置 運営(6回)	委員会の運営 (1回)	委員会の運営 (4回)	委員会の運営 (6回)	委員会の運営 (4回)	委員会の運営 (1回)
進捗状況	実施中	ては、湧別町	の方向性】 度に委員会を設 けからの視察対所 ていただくとともに	を行っておりまっ	す。平成29年度	におきましても、	

条例の周知

アクションプラン

16

「住民への周知」

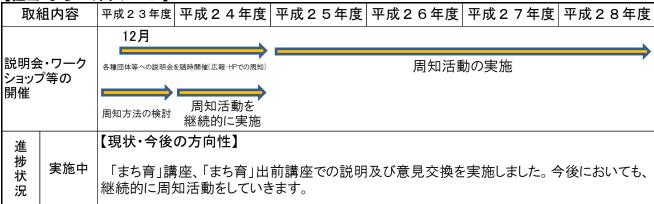
現状と課題

自治基本条例制定後においても、町民の皆様に条例の内容を理解していただくため、様々な手法を用いて説明をしていく必要があります。広報やホームページでの周知はもとより、各種団体等への説明会や、ワークショップ、パネルディスカッション、フォーラムなど町民参加型の新たな周知方法を検討し実施していきます。

今後の取組

- ●説明会・ワークショップ等の開催
- |●「まちづくりすいしんニュース(仮称)」の発行
- ●子ども向けパンフレットの作成

【担当:まちづくりグループ】



【担当:まちづくりグループ】

<u> </u>		,,,,, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , </u>					
取約	組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
「まちつ	づくりすい						
しんニ 称)」の	ュース(仮)発行	「まち育」新 聞 の発行(2	「まち育」新聞の発行(2回)	「まち育」新聞 の発行(4回)	「まち育」新聞の発行(2回)	「まち育」新聞 の発行(1回)	「まち育」新聞 の発行(1回)
進		【現状·今後	の方向性】				
捗 状 況	実施中	28年度1回	f聞を平成23年, を発行し、全戸暦 行政の各分野に	己布いたしました。)		27年度1回、

取	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
			8月		完成			
	向けパン への作成	パンフレットの作成 パンフレットの作成、						
進捗状況	完了	【現状・今後の方向性】 パンフレットの作成にの例の手引きを作成しま	- ついては、美幌高校手		よりマンガ版自治基本条			

アクションプラン 17 「職員研修」

現状と課題	自治基本条例制定過程において、職員に対する説明会を実施し条例内容の周知に努めてきましたが、この条例をさらに深く理解し、条例に基づいたまちづくりを進めて行くために、職員に対する研修を実施します。 なお、新規採用職員に対しては、4月に行う研修のカリキュラムに組込み実施していきます。
今後の取組	●職員研修の実施

取	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	員研修)実施	新規採用職員研修の実施、研修の実施	新規採用職員研修の実施 各G毎に研修(OJT)		職員研修の実施 (新規採用職員)	
進捗状況	実施中	【現状・今後の方向性】 毎年、新規採用職員に対し条例の内容について研修を実施しています。 また、全職員に対しては平成24年度に「日々の業務と自治基本条例の関わり」、「町民参加 のまちづくりを進める上での課題」などについてグループワークなどを実施しました。今後におい ては各グループ毎に自治基本条例に基づき実施した各業務の拾い出しを行い、全庁的に実 施内容の共有を図ることとします。				